

SDS関係事項

新指針	新指針施行通達	旧指針	旧指針施行通達
<p>第三条 譲渡提供者による通知等</p> <p>第一項 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第三項に規定する者にあつては、表示事項等を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。</p>	<p>「特定危険有害化学物質等」は、則第24条の14第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等のうち、法第57条の2の対象となる物以外のもの</p> <p>SDSは、化学物質のハザードに十分な知識を有する者が作成する</p> <p>相手方の事業者が承諾した方法は、磁気ディスクの交付、ファクス送信等で、相手方が承諾したもの</p> <p>通知は、譲渡・提供する時までに行わなければならない。継続的・反復して譲渡・提供するときは、最初にSDSを交付すればよい。</p>	<p>第二条 譲渡提供者によるSDSの交付等</p> <p>化学物質等で危険又は有害なものとして別表に掲げる性質(以下「危険有害性」という。)を有するもの(以下「危険有害化学物質等」という。)を譲渡し、又は提供する者は、譲渡し、又は提供する相手方に、当該危険有害化学物質等に係る次の事項を記載した文書(以下SDSという。)を交付するものとする。ただし、危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合であつて、当該容器又は包装が主として一般消費者の生活の用に供するためのものであるときについては、この限りでない。</p>	<p>SDSの様式は任意。様式例を別添1に示す</p> <p>SDSは別添2に示す文献等を参考に作成する</p> <p>SDSは、化学物質のハザードに十分な知識を有する者が作成する</p> <p>通知は、譲渡・提供する時までに行わなければならない。継続的・反復して譲渡・提供するときは、最初にSDSを交付すればよい。</p> <p>別添3指針別表の危険有害性ごとに示される化学物質がその危険有害性を有するものと取扱つてよい</p> <p>別添3に該当しない化学物質でも、「化学物質等の危険有害性評価基準」、別添2の文献で危険有害化学物質等と評価されるものは、ハザードがあるものとして取り扱うことが望ましい</p> <p>「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」を例示すると、一般消費者の生活の用に供するために製造され、容器に入れられ、包装された食品、アルコール飲料等が含まれる</p>
<p>一 名称</p>	<p>「主として一般消費者の生活の用に供される製品」は、以下のもの</p> <p>ア 薬事法;医薬品、医薬部外品、化粧品</p> <p>イ 農薬取締法; 農薬</p> <p>ウ 取扱いの過程で固体以外の状態にならず、粉状・粒状にならない製品</p> <p>エ 密封状態で取り扱われる製品</p> <p>オ 食品及び食品添加物</p> <p>化学物質の名称を記載する。製品名によ含有化学物質が特定できる場合は、製品名を記載することにより、表示名称と通知名称を一致させる</p>	<p>1 名称</p> <p>名称記載は、化学物質等が特定できれば、商品名の記載でもよい</p>	<p>名称記載は、化学物質等が特定できれば、商品名の記載でもよい</p>
<p>二 成分及びその含有量</p>	<p>ハザードを有する化学物質の名称を列記し、含有量を記載する。含有量は、原則として重量パーセントで記載し、10%の幅表示でよい</p> <p>ハザードを有する化学物質以外の化学物質の名称・含有量の記載が望ましい。CAS番号、別名、官報公示整理番号の記載が望ましい</p> <p>名称を記載しないでも、作業や消費者の健康と安全、環境保護を危うくしない物質は、一般名を記載してもよい</p>	<p>2 成分及びその含有量</p> <p>含有量は、原則として重量%で記載する。10%までの幅表示でもよい</p> <p>IUPAC命名法に準拠した名称、又はハザード評価のために化学物質を明確に特定することができる名称を記載</p> <p>複数の成分が同一で含有量が異なる製品で、危険有害性の種類が同一であれば、製品が成分と含有量の関係を示したリストのどれに該当するか明示したものを添付すれば同一のSDSでよい</p> <p>[1]から[4]までの基準のすべてに適合していれば、成分・含有量は記載しなくてもよい</p> <p>[1] 特許出願されている等企業秘密である合理的な理由がある</p> <p>[2] 成分・含有量を除いたハザードの種類等の記載事項がSDSに記載されている</p> <p>[3] 成分・含有量が企業秘密であることがSDSに記載されている</p> <p>[4] 成分・含有量を労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長の要請で速やかに提示することが可能</p>	<p>含有量は、原則として重量%で記載する。10%までの幅表示でもよい</p> <p>IUPAC命名法に準拠した名称、又はハザード評価のために化学物質を明確に特定することができる名称を記載</p> <p>複数の成分が同一で含有量が異なる製品で、危険有害性の種類が同一であれば、製品が成分と含有量の関係を示したリストのどれに該当するか明示したものを添付すれば同一のSDSでよい</p> <p>[1]から[4]までの基準のすべてに適合していれば、成分・含有量は記載しなくてもよい</p> <p>[1] 特許出願されている等企業秘密である合理的な理由がある</p> <p>[2] 成分・含有量を除いたハザードの種類等の記載事項がSDSに記載されている</p> <p>[3] 成分・含有量が企業秘密であることがSDSに記載されている</p> <p>[4] 成分・含有量を労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長の要請で速やかに提示することが可能</p>
<p>三 物理的及び化学的性質</p>	<p>(ア) 外観(物理的状態、形状、色等)</p> <p>(イ) 臭い</p>	<p>3.物理化学的性質と5.危険有害性の内容及び程度の共通事項</p>	<p>SDSの作成者が知り得る情報をもとに記載すればよい</p>

	(ウ) pH (エ) 融点及び凝固点 (オ) 沸点、初留点、沸騰範囲 (カ) 引火点 (キ) 燃焼・爆発範囲の上下限 (ク) 蒸気圧 イ 次の情報の記載とが望ましい (ア) 臭いのしきい(閾)値 (イ) 蒸発速度 (ウ) 燃焼性(固体又はガスのみ) エ 測定方法の記載が望ましい  オ 混合物は、混合物としての分類が望ましいが、全体として有害性の試験がされていない場合は、含有物質の純物質としての情報を、物質ごとに記載でよい	3 物理化学的性質	別添2の文献等の調査、「化学物質等の危険有害性試験基準」に基づく試験の実施等で情報を積極的に入手し記載することが望ましい  混合物の有害性は、原則として成分化学物質の固有の有害性情報に基づいて評価する。特定の有害性の評価では1%以上、それ以外の評価は5%以上含有される成分を対象とする
四 人体に及ぼす作用	「人体に及ぼす作用」は有害性 ア 取り扱う者が接触した場合に生じる健康影響を、簡明かつ包括的な説明を記載する。以下の項目に係る情報を記載する。 (ア) 急性毒性 (イ) 皮膚腐食性・刺激性 (ウ) 眼に対する重篤な損傷・刺激性 (エ) 呼吸器感作性又は皮膚感作性 (オ) 生殖細胞変異原性 (カ) 発がん性 (キ) 生殖毒性 (ク) 特定標的臓器毒性-単回ばく露 (ケ) 特定標的臓器毒性-反復ばく露 (コ) 吸引性呼吸器有害性 イ 急性/遅発性影響をばく露経路ごとに区別し、毒性の数値的尺度を含めることが望ましい ウ 混合物として有害性の試験がされていない場合は、含有化学物質の有害性を物質ごとに記載 エ 体細胞を用いるin vivo遺伝毒性試験又はin vitro変異原性試験のデータは、生殖細胞変異原性の小項目に記載する	4 危険有害性の種類	指針別表に掲げる性質を記載する
		5 危険有害性の内容及び程度	有害性の内容・程度は、ヒトの症例・疫学的情報・各種危険有害性の試験から得られた情報を記載する
五 貯蔵又は取扱い上の注意	ア 適切な保管条件、避けるべき保管条件等 イ 混触禁止物質との分離を含めた取扱い上の注意 ウ 管理濃度、許容濃度等 エ 密閉装置、局所排気装置等の設備対策 オ 保護具の使用 カ 廃棄上の注意及び輸送上の注意 国連番号、国連分類の記載が望ましい	6 貯蔵又は取扱い上の注意	[1] 貯蔵・一般的取扱い上の注意 [2] 暴露防止措置 [3] 輸送上の注意
六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置	ア 吸入、皮膚付着、眼に入った、飲み込んだ場合に取りるべき措置 イ 火災時の使用する適切な消火剤、使用してはならない消火剤 ウ 事故が発生時の退避措置、立入禁止措置、保護具の使用等 エ 漏出物の回収、中和、封じ込め、浄化方法と使用機材	7 事故時等における応急措置	
七 通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話	特定危険有害化学物質等を譲渡・提供する者の情報を記載する 緊急連絡用電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスの記載が望ましい	8 当該SDSを作成した者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所	
八 危険性又は有害性の要約	ア GHS分類のハザードの分類、ラベル要素を記載する イ 絵表示は白黒の図の記載でもよい。絵表示のシンボル名称を絵表示に代えてもよい ウ 粉じん爆発危険性等のハザードも記載が望ましい		

SDS関係事項

<p>九 安定性及び反応性</p>	<p>ア 避けるべき条件(静電放電、衝撃、振動等) イ 混触危険物質 ウ 通常発生する一酸化炭素、二酸化炭素、水以外の予想される危険有害な分解生成物</p>		
<p>十 適用される法令</p>	<p>適用法令の名称と法令に基づく規制に関する情報を記載する 平成5年5月17日付け基発第312号の3「変異原性が認められた化学物質等の取扱いについて」の別紙1,2とその後の同種の局長通達に掲げる物は、「平成5年5月17日付け基発第312号の3に該当する強い変異原性が認められた物質」と記載</p>		
<p>十一 その他参考となる事項</p>	<p>ア 作成日(改訂日)の記載が望ましい イ 作成時の参考出典の記載が望ましい ウ 環境影響情報は、本項目への記載が望ましい</p>	<p>9 前各号に掲げるもののほか、労働省労働基準局長が定める事項</p>	<p>[1] 化学式又は構造式 [2] 官報公示整理番号 [3] CAS番号 [4] 国連分類及び国連番号 [5] 適用法令</p>
<p>第二項 前条(表示)第項の規定(変更)は、前項の通知について準用する。</p>	<p>原則として、変更が生じた場合はSDSを交付した相手方に通知する必要があるが、譲渡・提供してから長期間経過している等の場合で、明らかに消費され存在しないと考えられる場合は行わなくてよい</p>	<p>第二項 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、当該変更について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。</p>	<p>原則として、SDS交付の相手方に通知するが、譲渡・提供から長期間経過している等の場合で、明らかに消費され存在しないと考えられる相手方は対象とならない [1] ハザード情報が新たに明らかになった場合 [2] 新たに法規制の対象になった場合 [3] 新たに暴露防止の技術が確立した場合</p>

第四条 事業者による表示及び文書の作成等 (SDSに関する部分)

第六条 事業者による化学物質等安全データシートの作成等

<p>第五項 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。)は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る前条第1項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする</p>		<p>第一項 事業者は、危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該危険有害化学物質等に係るSDSを作成するものとする。ただし、当該危険有害化学物質等について、当該事業者が譲渡され、又は提供を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>製品又は中間体として危険有害化学物質を製造する場合の規定 SDSは、第2条第1項事項が記載されていれば、作業標準書等既存の資料を活用してもよい</p>
---	--	---	--

第五条 (安全データシート(SDS)の掲示等)

第七条 SDSの掲示等

<p>第一項 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第3条第1項の規定により通知された事項又は前条第5項の規定により作成された文書に記載された事項(以下この条においてこれらの事項が記載された文書等をSDSという。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。</p>		<p>第一項 事業者は、危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第2条第1項の規定により交付を受け、又は前条第1項の規定により作成した化学物質等安全データシート(次項において単にSDSという。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者の利用に供するものとする。</p>	
<p>第二項 事業者は、労働安全衛生法(以下第四項において「法」という。)第28条の2第2項の調査を実施するに当たっては、SDSを活用するものとする。</p>		<p>第二項 事業者は、危険有害化学物質等を取り扱う労働者について当該危険有害化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、SDSを活用するものと</p>	<p>教育には、安衛則第35条第1項第1号の原材料等のハザードと取扱い方法に関する教育が含まれる 教育は、化学物質等のハザードに十分な知識を有する安全管理者、衛生管理者等の実施が望ましい その他の措置には、労働災害防止の措置が含まれ、SDSの応急措置、取扱い上の注意、暴露防止措置等を参考とする</p>

SDS関係事項

				SDSは、一般的な取扱いを前提に作成されたものであるので、使用する事業者は化学物質で特殊な取扱い等を行う部分は、実態に応じて適切な措置を講じる必要があることに留意する
第三項	事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、SDSを活用するものとする。			
第四項	法第17条第1項の安全委員会、法第18条第1項の衛生委員会又は法第19条第1項の安全衛生委員会(以下この項において「委員会」という。)を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険性又は有害性その他の性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。	第三項	法第17条第1項の安全委員会、法第18条第1項の衛生委員会又は法第19条第1項の安全衛生委員会(以下この項において「委員会」という。)を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険有害性その他の性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。	委員会に調査審議させる場合には、[1] 新たに化学物質等の譲渡・提供を受ける場合、[2] 新たに化学物質等を製造する場合、[3] 取り扱っている化学物質等に係るSDSの内容に重大な変更があった場合等がある